

秋学期授業料分納・猶予申請のご案内

令和 6 年度秋学期授業料の期限内での納付が困難な方を対象に授業料の分納又は猶予の申請を受け付けます。経済状況により分納か猶予いずれかを選択し、令和 6 年 11 月 6 日までに申請書を提出してください。

◆分納とは

- ・令和 7 年 2 月末までの月割りでの分割納付となります。
- ・例：納付する授業料が 267,900 円で、11 月～2 月の月割りの場合
→毎月 66,975 円の 4 回の分割支払いとなります。
- ・申請後、決定通知と振込依頼書を送付します。
- ・毎月月末までに振込により納付していただきます（振込手数料は振込者のご負担です）。

◆猶予とは

- ・最長令和 7 年 1 月 31 日まで授業料の納付時期を猶予します。
- ・申請書に納付予定日をご記入いただきます。
- ・申請後、決定通知と振込依頼書を送付します。
- ・猶予期限までに振込により納付していただきます（振込手数料は振込者のご負担です）。

◆分納と猶予どう違うの？

- ・分納は毎月納付していただく必要がありますが、完納する時期は 2 月末となります。
- ・一方、猶予は最長 1 月 31 日までとなりますが、それまでは納付する必要はありません。
- ・例えば、2 月末まで毎月定額で支払いたいので分納、1 月までにはまとまった収入が見込まれるので猶予といったように各ご家庭の経済状況により選択してください。

【申請対象者】

11 月 11 日までに授業料の納付が困難な方
(※11 月 11 日までに納付される方は提出不要です。)

【申請方法】

同封の「授業料分納・猶予申請書」に記入し、提出してください。
所得証明等添付書類は不要です。

【提出期限】

令和 6 年 11 月 6 日（必着）

【提出・問い合わせ先】

〒679-0016
島根県浜田市野原町 2433-2
公立大学法人島根県立大学 財務課 行
電話：0855-24-2218（担当：山本）